

## 新潟市地域子育て支援センター事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導及び子育てサークル等への支援並びに地域の保育ニーズに応じ、地域の各保育所間で連携を図り、特別保育事業を積極的に実施するなど、地域全体で子育てを支援する基盤を形成することにより育児支援を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、新潟市とする。

2 事業の実施については、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利法人又は民間事業者等（以下「社会福祉法人等」という。）に委託等することができるものとする。

### (事業の内容)

第3条 事業の内容は次のとおりとする

#### (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

子育て親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場の設置や子育て親子間の交流を深める取組等の地域支援活動の実施に関する事。

#### (2) 子育て等に関する相談、援助の実施

子育てに不安や悩みなどを持っている子育て親子に対する相談、援助の実施に関する事。

#### (3) 地域の子育て関連情報の提供

子育て親子が必要とする身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報の提供に関する事。

#### (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

子育て親子や、将来、子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する

者等を対象として、月1回以上、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施すること。

2 その他、地域の子育て支援機能の充実を図るため、必要な事業の実施に努めること。

(実施施設)

第4条 この事業は、市長が事業の活動の中心となる施設（以下「指定施設」という。）を指定して実施する。

(職員の配置)

第5条 指定施設は、地域の子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を専門に担当する地域子育て指導者（以下「指導者」という。）及びその補助的業務を行う指導者（以下「担当者」という。）を置くものとする。

(1) 指導者及び担当者は、児童の育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する者であって、地域の子育て事業に精通した専任の者を配置すること。

(2) 指導者及び担当者は、各種研修等に積極的に参加し、指導技術の向上に努めること。

(守秘義務)

第6条 指導者及び担当者がその業務を行うに当たっては、本事業の対象者等への対応には十分に配慮するとともに、業務を行うに当たって知り得た情報については、業務遂行以外に用いてはならないこと。

(利用者意見の把握)

第7条 指定施設は、事業の実施にあたり、「子ども施設における利用者意見取り扱いガイドライン」に基づき、利用者の意見を把握することにより、実施事業の改善を図るものとする。

(費用)

第8条 市長は、事業を実施する社会福祉法人等に対して、別に定めるところにより当該

事業に係る費用を支払うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。—

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。